保険証の提出の際のマスキング処理について

　補償業務管理者の常勤を証明する書類の一つとして、健康保険被保険者証の写しの添付を求めておりますが、令和２年１０月１日以降、被保険者の「記号」・「番号」並びに「保険者番号」は復元できない程度に黒塗り等によるマスキング処理をして提出してください。